

剣道 称号・段級位審査規則(改定案)(令和8年4月1日付改定)

1. 高齢者(65歳以上)に対する修業年限の短縮規定を付加する改定(五段以下)

改正前	改定案																				
公益財団法人全日本剣道連盟 剣道 称号・段級位審査規則 第1条から第16条省略 (受審資格) 第17条 段位を受審しようとする者は、個人会員であつて、次の各号の条件を満たさなければならない。 1 初段 一級受有者で、満13歳以上の者 2 二段 初段受有後1年以上修業した者 3 三段 二段受有後2年以上修業した者 4 四段 三段受有後3年以上修業した者 5 五段 四段受有後4年以上修業した者 6 六段 五段受有後5年以上修業した者 7 七段 六段受有後6年以上修業した者 8 八段 七段受有後10年以上修業し、かつ、満46歳以上の者 ② 次の各号のいずれかに該当し、地方代表団体会長が特段の事由があると認めて許可した者は、前項の規定にかかわらず当該段位を受審することができる。 1 二段から五段までの受審を希望し、次の年齢に達した者 <table border="1" data-bbox="242 1630 644 1906"> <tr> <th>受審段位</th><th>年 齢</th></tr> <tr> <td>二 段</td><td>35歳</td></tr> <tr> <td>三 段</td><td>40歳</td></tr> <tr> <td>四 段</td><td>45歳</td></tr> <tr> <td>五 段</td><td>50歳</td></tr> </table> 2 初段から五段までの受審を希望し、次の修業年限を経て、特に優秀と認められる者	受審段位	年 齢	二 段	35歳	三 段	40歳	四 段	45歳	五 段	50歳	公益財団法人全日本剣道連盟 剣道 称号・段級位審査規則 第1条から第16条省略 (受審資格) 第17条 段位を受審しようとする者は、個人会員であつて、次の各号の条件を満たさなければならない。 1 初段 一級受有者で、満13歳以上の者 2 二段 初段受有後1年以上修業した者 3 三段 二段受有後2年以上修業した者 4 四段 三段受有後3年以上修業した者 5 五段 四段受有後4年以上修業した者 6 六段 五段受有後5年以上修業した者 7 七段 六段受有後6年以上修業した者 8 八段 七段受有後10年以上修業し、かつ、満46歳以上の者 ② 次の各号のいずれかに該当し、地方代表団体会長が特段の事由があると認めて許可した者は、前項の規定にかかわらず当該段位を受審することができる。 1 二段から五段までの受審を希望し、次の年齢に達した者 <table border="1" data-bbox="925 1630 1327 1906"> <tr> <th>受審段位</th><th>年 齢</th></tr> <tr> <td>二 段</td><td>35歳</td></tr> <tr> <td>三 段</td><td>40歳</td></tr> <tr> <td>四 段</td><td>45歳</td></tr> <tr> <td>五 段</td><td>50歳</td></tr> </table> 2 初段から五段までの受審を希望し、次の修業年限を経て、特に優秀と認められる者	受審段位	年 齢	二 段	35歳	三 段	40歳	四 段	45歳	五 段	50歳
受審段位	年 齢																				
二 段	35歳																				
三 段	40歳																				
四 段	45歳																				
五 段	50歳																				
受審段位	年 齢																				
二 段	35歳																				
三 段	40歳																				
四 段	45歳																				
五 段	50歳																				

受審段位	修業年限
初 段	一級受有者
二 段	初段受有後3か月
三 段	二段受有後1年
四 段	三段受有後2年
五 段	四段受有後3年

3 六段から八段までの受審を希望し、年齢 65 歳以上で、次の修業年限を経た者

受審段位	修業年限
六 段	五段受有後2年
七 段	六段受有後3年
八 段	七段受有後5年

第18条以下省略

附 則

- 1 本規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人全日本剣道連盟寄附行為に基づいて授与された称号又は段位については、本規則施行後においても効力を有するものとする。
- 3 本規則は、平成28年3月17日に一部改定し、平成28年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 5 本規則は、令和7年3月6日に一部改定し、令和7年4月1日に施行する。(修業年限の改定)

受審段位	修業年限
初 段	一級受有者
二 段	初段受有後3か月
三 段	二段受有後1年
四 段	三段受有後2年
五 段	四段受有後3年

3 ~~六段~~**三段**から八段までの受審を希望し、年齢 65 歳以上で、次の修業年限を経た者

受審段位	修業年限
三 段	二段受有後1年
四 段	三段受有後2年
五 段	四段受有後2年
六 段	五段受有後2年
七 段	六段受有後3年
八 段	七段受有後5年

第18条以下省略

附 則

- 1 本規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人全日本剣道連盟寄附行為に基づいて授与された称号又は段位については、本規則施行後においても効力を有するものとする。
- 3 本規則は、平成28年3月17日に一部改定し、平成28年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 5 本規則は、令和7年3月6日に一部改定し、令和7年4月1日に施行する。(修業年限の改定)
- 6 本規則は、令和8年3月5日に一部改定し、令和8年4月1日に施行する。(修業年限の改定)**